

特集 水を大切に

# 川崎鷹也

弾き語り TOUR 2023

ぬくもり～旅の途中～

9/24 (日)

紀南文化会館 大ホール

開場 16:00 開演 17:00

一般 ¥5,500 (当日 ¥6,000)

学生 ¥4,500 (当日 ¥5,000)

全席  
指定

チケット販売所 紀南文化会館

※残席わずかのため、販売を終了している場合があります。

※お一人につき4枚まで。

※4歳以上はチケット必要。3歳以下は保護者1名につき1名まで膝上無料。

(席が必要な場合は有料。未就学児は一般チケットとなります。)

※1歳以上、先着20名まで託児有(1名1,000円 9月12日④までに事前申込み要)

※学割対象者は小学生・中学生・高校生・大学生・専門学生(20歳まで)です。

※学割チケットで入場される場合、中学生以上は受付で学生証をご提示ください。

文化振興課 (市民総合センター3階)

問合せ

☎0739(26)9943

□https://www.city.tanabe.lg.jp/bunshin/event/2023event/kawasaki\_takaya.html

詳しくはこちら →



川崎 鷹也

SNSで「魔法の絨毯」が人気となり、同曲のストリーミング累計は現在3億回再生を突破中!

2023年8月号

**CONTENTS 目次**

- 2 まちのわだい
- 3 目次
- 4 特集 「水を大切に」

○ **市からのお知らせ Pick Up News**

- 10 田辺市職員採用試験を実施します
- 11 防災訓練（A地区）を実施します  
指定避難所でのペットの飼育スペースの利用
- 12 ニュースポーツを体感しよう！  
田辺市人権啓発事業 映画「破戒」を無料上映します
- 13 新人コンサート部門に出演しませんか  
第37回紀南合唱祭を開催します  
速歩き健康塾の参加者を募集します

○ **市からのお知らせ Information**

- 14 救急医療・救急業務に関する各種イベントを開催します
- 15 移住者のための空き家改修を補助します
- 16 医療費助成制度のお知らせ 他
- 20 相談窓口
- 21 図書館へ行こう
- 22 みんなのひろば

今月の表紙写真



今月の表紙は、本宮町小津荷にある谷水を撮影しました。この地域に住む方々は、このきれいな谷水を水道水として使っています。

欲しい情報がタイムリーに届く！  
 田辺市公式 LINE アカウント

友達追加は  
 こちら▶



LINE ID : @tanabecity



田辺市公式  
 ツイッター



田辺市公式  
 フェイスブック

**紙面で使用するマーク等の説明**

日…日付・期間	定…定員	◇㊦マークには、振替休日等も含まれます。
時…時間	料…料金・費用	
休…休館日	持…持ち物	◇市役所の開庁時間（申込み・問合せ等の受付を含む。）は、㊦を除く㊤～㊦の8時30分～17時15分です。毎週㊤は、市民課・保険課・税務課の一部窓口を19時まで延長しています。
場…場所	申…申込み・申請方法	
集…集合	問…問合せ	
内…内容	[消印]…消印有効	
対…対象・参加資格等	[先着]…先着順	



**南方熊楠顕彰館の植物を使って  
 標本づくり**

7月1日㊤、南方熊楠顕彰館で植物標本作りのワークショップが行われました。標本で使用する植物は全て旧南方邸の庭で採れたもので、植物の種類や特徴などを教えてもらいながら、子どもから大人まで楽しんで作りました。



**短冊に願いを  
 銀座商店街で七夕まつり**

7月7日㊤、銀座商店街で七夕まつりが開催されました。ササ飾りの展示や露店が並び、多くの方でにぎわいました。お母さんと来ていた浴衣姿の女の子は「かき氷を食べて、金魚すくいもした」とうれしそうに話してくれました。



**多くの歓声に包まれた  
 ドッジボール大会**

6月25日㊤・7月2日㊤、田辺スポーツパークで田辺市子どもクラブドッジボール大会が開催されました。今年は低学年の子どもたちも多く参加する中、観客席は満席で、決勝トーナメントでは、接戦に大いに盛り上がりを見せていました。



**和太鼓グループ彩  
 観客と一体となり**

7月1日㊤、紀南文化会館で和太鼓グループ彩スペシャルコンサートが開催されました。13曲の熱演に、観客も手拍子などで盛り上がり、会場が一体となりました。コンサートの後、観客も舞台上がってメンバーと一緒に和太鼓演奏を体験しました。



左会津川

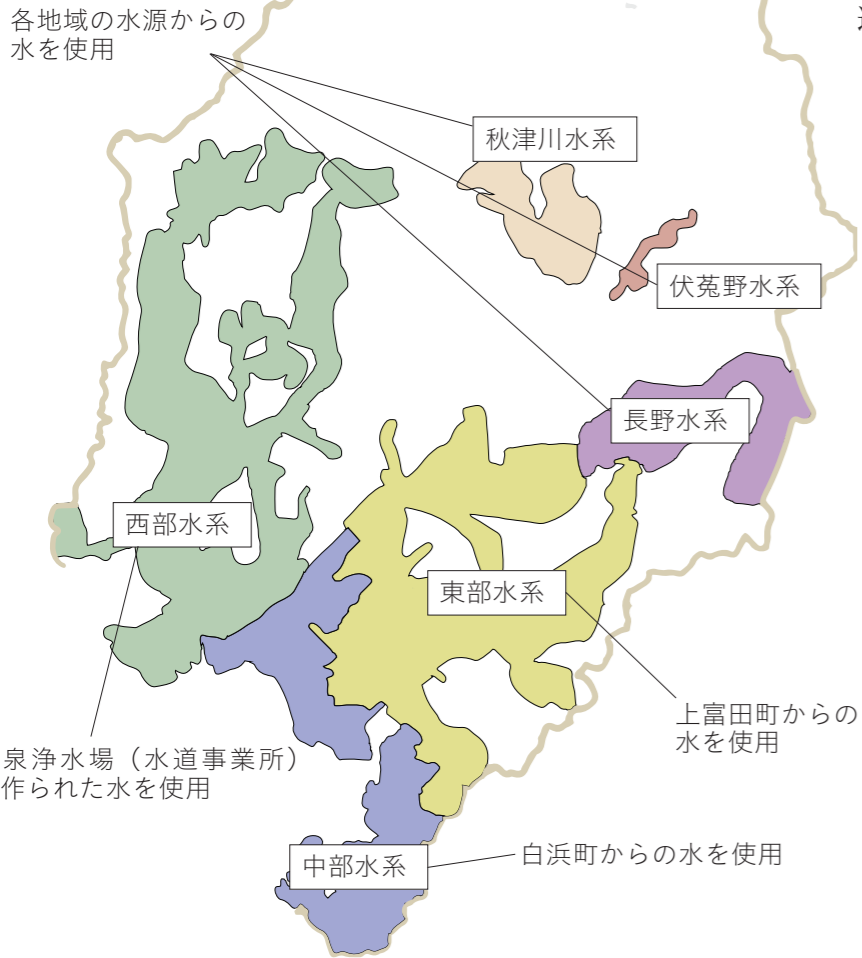
## 水は循環して水道へ

**まずは水の循環を知ろう**  
 水道水は、川や地下水などから汲み上げられた水を様々な工程を経て、安全安心な状態にして、皆さんのご家庭に届いています。水は、太陽のエネルギーによって海や地表の水が蒸発し、上空で雲になり、やがて雨や雪になって地表面に降り、それが川へ流れていくという循環を繰り返しています。

**田辺市は32の水系から**  
 現在、田辺市の水道普及率は約95%で、32の水系に分かれており、各地域の川や地下水などからの水を利用しています。例えば、旧田辺地区では、西部水系（稻成、明洋、芳養方面）は会津川から、中部水

系（神島台、新庄、江川方面）は白浜から、東部水系（新万、上秋津、三栖方面）は上富田からの水を供給しています。また、市内には給水人口が100人以下で、地域の住民で管理している飲料水供給施設や簡易給水施設などもあります。

### 旧田辺地区の配水系図



生活の中でどんなときに水を使っていますか。ぱっと思い浮かべるだけでもいかに水が生活にとって必要不可欠かが分かります。



1年の中で最も多くの水が使われる月は8月！  
 2月2日（水）の給水日



意外にも12月31日が多く使われること  
 車の洗車



1人あたりの1日の水の使用量は約440ℓ

## 特集 水を大切に

蛇口をひねると当たり前のように出てくる水。8月1日は水の日、8月1日～7日は水の週間です。今回は田辺市の水事情を探ります。水の大切さについて一緒に考えてみませんか。

## 水があるのは当たり前？

世界に目を向けると

地球は青く輝くことから「水の惑星」とも呼ばれており、地球の表面の約70%は水で覆われています。しかし、その大部分は海水であり、淡水はわずか2.5%程度に過ぎません。また、この淡水の大部分は南極や北極地域などの氷として存在しているため、河川や湖沼などが利用しやすい状態で存在する水に限ると、その量は約0.01%しかありません。

### たったの9か国

世界196か国の中で、水道水をそのまま飲むことができる国は、日本を含む9か国しかありません。水道水をそのまま飲むというのは、とっても恵まれていることなのです。そして、そのきれいな水は大勢の人の努力で維持されています。

### 持続可能な開発目標 SDGs



#### 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

全ての人々が安全に管理された水と衛生施設（トイレ）を持続的に利用できることを示す目標です。世界には安全に管理された水を得られない人が約22億人、安全に管理されたトイレを利用できない人が約42億人います。

水が飲めるってすごいことなんだね！



市が管理している水道施設や業務について紹介します。川や地下水などからくみ上げられた水は、浄水場できれいにされて飲み水になり、いったん配水池に蓄えられた後、水道管を通じて各家庭に届けられます。(下図参照)

水道を支える人々

雨が降れば水が濁り、逆に降らないと渇水してしまう。冬は凍結して水道管が破損することもあります。実は水道施設の管理は常に自然と隣り合わせです。その度に多くの人の力が働いています。さらには、洪水や土砂崩れ、地震や津波などの自然災害や大規模災害に備え、いつでも安心して水を届けることができるよう、様々な対策や業務が行われています。

④水道管

配水池から出た水は、水道管を通して家庭などに送っています。

市内には約850kmの水道管があり、このうち3分の1が耐震性の高い水道管になっています。残りの水道管も計画的に耐震化整備を進めています。



③配水池



給水地域の皆さんの生活に必要な水をためています。毎日新しい水を補充することで、いつもきれいで安全な水を供給しています。

主要な配水池には緊急遮断弁が設置されていて、地震による強い揺れで作動し、水の供給を止めます。これは災害時に災害拠点施設などで、飲料水として最低限必要とされる1人1日3ℓの水を、3日分確保するためです。

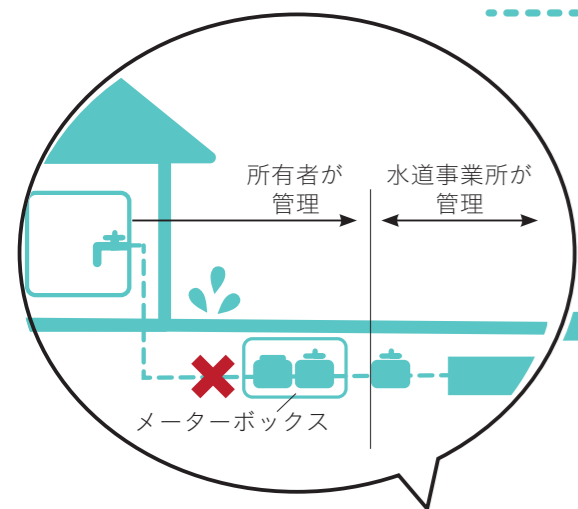
①取水施設

川や地下水などの水源から水を取り入れる施設です。

②浄水場

水道水を作る施設です。飲み水にできる安全な水質にするため、様々な処理や検査を行っています。できた水道水は送水ポンプで配水池に送られます。

● 配水管 主に道路に埋められた各家庭に届くまでの太い水道管。  
 ● 給水管 配水管から分かれた各家庭への水道引き込み管。



**空き家の水道管も注意**

空き家の敷地内の水道管が老朽化や凍結によって破損し、漏水が発生することがあります。しかし家の所有者と連絡が取れない時は、止水栓を閉めることはできません。

空き家の敷地内での漏水に伴う水道料金は所有者が支払うことになります。必ずメーターボックス内の止水栓を閉めましょう。



今年の2月に厳しい寒波が来た時は、凍結により何十件もの空き家から漏水が発生し、給水車が出勤しました。

もし配水管が破損したら……

①異常を発見 中央監視室のモニターで異常を発見すると、職員に出勤要請をします。

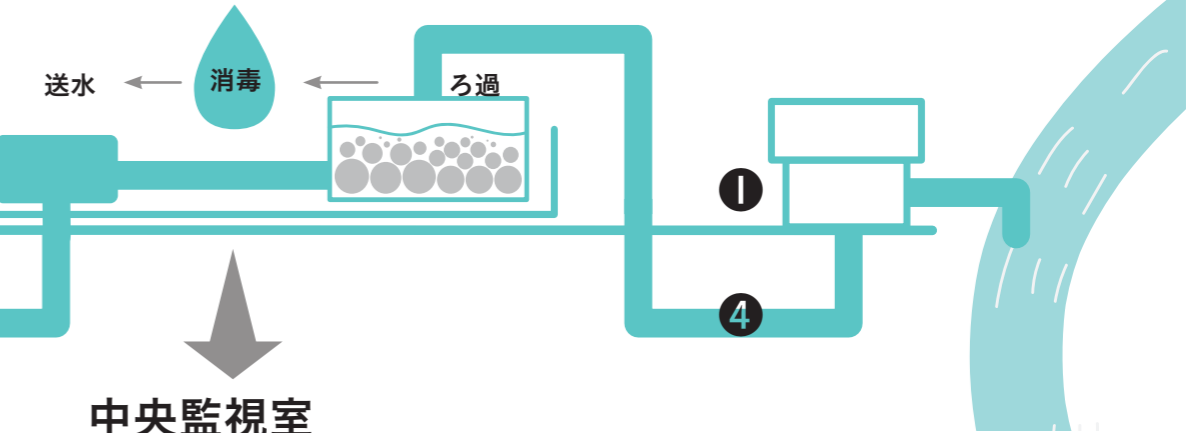
②破損箇所を探す 水が噴き出ですぐに分かる場合もありますが、配水管は主に地中に埋められているため、小規模の破損箇所や夜間、雨天の場合は見つけるのが困難です。

③修理 断水の影響を考えながらどのバルブを閉めるか、どのような工事が必要で、どんな資材が必要かなどの判断を行い、修理します。



特別な機材で漏水の音を確認

地域を熟知し、長年の経験で即時に判断するほか、職員同士が連携することで速やかな対応を可能にしています。



中央監視室



水道事業所にある中央監視室では、異常が見つかった場合にすぐに対応できるように、24時間体制でモニターを監視しています。また別の職員が常に待機し、すぐに修理ができるように必要な資材や、給水車も常備しています。

私たちも守っています!!



水道部 工務課

支え合う水道事業所

災害時など、被災地の水道事業所だけでは対応しきれない場合は、各市町村が連携して給水車や資材を被災地に運んでいます。

令和3年10月に、和歌山市の水管橋が老朽化により崩落し、約6万世帯が約1週間断水しました。その間、近隣の市町村や他府県から毎日約130台の給水車が集結し、田辺市も出勤しました。

## 水環境を守る



稲垣 せいじ  
(水道部 業務課)

市は、「地域とともに未来へつなぐ安全で安心な水道」を基本理念とした田辺市新水道ビジョンに沿って、市民の方々に安全安心な水を供給するために取り組んでいます。

**地震に備える**

その実現に向けてクリアしていくべき課題があり、一つは今後発生すると言われている南海トラフ地震への対応です。東日本大震災で被災地では甚大な被害があったことから、水道施設の機能を損わないようにする必要があります。

そのため現在は、耐震性の高い浄水施設の整備に取り組んでいます。また、ろ過の速度を上げて、より安定的に水道水を供給

市は、「地域とともに未来へつなぐ安全で安心な水道」を基本理念とした田辺市新水道ビジョンに沿って、市民の方々に安全安心な水を供給するために取り組んでいます。

**水道料金で支える**

水道事業所は、税金などではなく、水道料金によって経営しています。中でも水道施設の改良に掛かる費用は多く、全体の4分の1以上を占めています。また、白浜町や上富田町から水を購入する費用も必要です。

さらに田辺市では、人口が減ることで水の使用量も減り、水道料金の収入が減ってしまうだけでなく、施設の老朽化による改修費用などの増加が予想され、いずれ水道料金の値上げは避けられない状況です。

**一人ひとりが環境を守ることは**

また、水道水にするために水を浄化する費用も必要です。そのため、ごみのポイ捨てをしないことや、お皿を洗う際には先に油污れをふき取っておくなど、日頃の一人ひとりの心掛けが、水環境を守るだけでなく、費用を抑えることにつながります。



出前授業の様子

**私たちができること**

水道事業所では、まちづくり学び合い講座や小学校への出前授業も行っています。今、生活の中で使っている水がどのような形で作られているかなど、身近なことについて関心を持つことは、子どもたちの教育にとって良い影響を与えるものと考えています。

蛇口から当たり前に出てくる水。子どもだけでなく、大人も一緒になって考えることは、これからの田辺市の水資源を守り、安全安心な水の供給へつながりきつかけになると考えています。

ホームページでは、修繕を行う市指定の業者がご覧いただけます。家庭などで水道に問題があった場合は、そちらにご連絡いただくか、下記へお問い合わせください。

☎水道部 工務課

☎ 0739 (24) 7932

🌐 <https://www.city.tanabe.lg.jp/suidou/kanri.html>



小津荷の水源

**自然そのままの水**

小津荷の水は付近を流れる谷水(伏流水)を使っています。谷の上流でのゴミの投棄を防いだり、年に1度貯水タンクの水を抜いてその中を清掃するなど、水をより安全に供給するための取り組みをしています。

そのため、数か月前に行った水質検査では51項目の審査基準を全てクリアするなど品質も保障されていることから、谷水に手を加えることなく供給できています。

**集落全体で運営**

小津荷水道組合は60〜70代の方が中心となり、施設の管理や会計など担当を割り振って運営しています。以前はそれぞれの小集落で水道の管理をしていましたが、現在は集落全体で行っています。



塩野 ときおさん  
(小津荷水道組合長)

水道料金は水の使用が無くても一定の金額を徴収しています。組合は主にこの使用料を基に運営しています。

## 集落を支える水

私たちに届けられる水は市の水道事業所によるものだけではありません。給水人口が100人以下の水道事業は、飲料水供給施設、簡易給水施設と呼ばれ、約95団体あります。それらは地域の方々によって運営され、およそ2,000人の方が利用されています。集落の水道施設を運営するお二人にお話を伺いました。

### 水道管理の大変さ

平瀬地区の水道施設は、2つの地域に分かれています。私たちの住んでいる地域は、近くを流れる川と谷水を汲み上げるパイプを切り替え、使い分けています。雨が降った際には川が濁ってしまうため、谷水へと切り替え、逆に夏場などは水量のある川へと切り替える作業が必要になります。

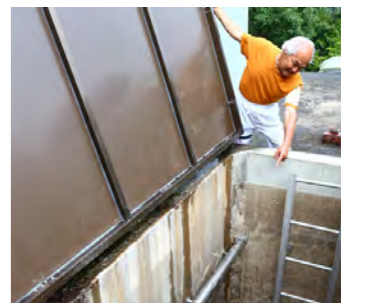
しかし、地区全体の高齢化により、施設管理が困難になったり、担い手が不足したりしてしまう恐れがあります。そこで、今年中に2つの地域を統合する予定です。それによって各地域の負担を減らし、この地域の水道を守っていけると考えています。



室谷 まさゆきさん  
(平瀬地区 区長)

**平瀬の水に感じたこと**

私は15年前に大阪から移住してきましたが、初めて平瀬地区の水を飲んだときに、「この水は美味しい」と感じました。飲む以外にもお米を炊いた時の炊き上がりの香りを強く感じるなど生活のあらゆる場面で、この地域の水の良さを実感しています。施設管理などの難しさはあるものの、生活の中で平瀬の水が欠かせないものになっています。



水を管理する施設

該当地域にお住まいの方は積極的なご参加をお願いします

## 防災訓練（A地区）を実施します



☎ 9月3日⑩

📍 田辺地域 9時開始

◇ 龍神・中辺路・大塔・本宮地域 8時開始

※ 荒天等で中止の場合は、田辺地域は8時に、龍神・中辺路・大塔・本宮地域は7時に防災行政無線放送を行います。延期はありません。

### ■ 訓練内容

#### ◇ 避難訓練

防災行政無線放送を合図に訓練を開始しますので、家族や自主防災会等で決めている避難場所に避難してください。

#### ◇ 体験訓練

各訓練会場（田辺地域は9時30分頃～、龍神・中辺路・大塔・本宮地域は8時30分頃～）で消火訓練や避難所運営訓練などの体験訓練を行いますので、ぜひご参加ください。

※ 体験訓練の会場は、チラシ等でお知らせします。

📍 防災まちづくり課 地域防災係（本庁舎3階）

☎ 0739 (26) 9976

### ■ 対象地域（A地区）

田辺	西部	目良、天神、益穂、御所谷、西郷、古尾、江川、江川榎瀧、立戸、目良団地、シーサイド天神崎
	芳養	松原、井原、大坊、団栗、崖、境、田中、田川、芋、上芳養、中芳養、明洋、元町明洋団地、芳養団地、青葉台
龍神	上山路	上宮代、下宮代、西、東、殿原、丹生ノ川
中辺路	栗栖川	北郡、西谷、真砂、石船、大内川、峰、小皆、熊野川、澤、水上、下芝、中芝、上芝下、上芝上、内井川
大塔	鮎川	下附、宇立、向越、能登、蕨尾、小川、愛賀合、地ノ谷、赤木、内ノ井、下平、射場、鉛山
本宮	三里	萩、竹ノ本、福寿、菊水、発心門、中下番、小森、一本松、大居、下向、九鬼、上切原、切畑、八木尾、土河屋

もしものためにペットのことも考えておこう！

## 指定避難所でのペットの飼育スペースの利用



南海トラフ地震の発生に備え、津波の浸水想定区域に隣接した施設規模の大きい指定避難所では、ペットの飼育スペースを次のように定めています。

◇ 指定避難所の敷地内にペット専用のスペースを設ける。

◇ ペット専用スペースは、鳴き声や臭気を考慮し、居住空間からある程度離れた屋外に設置する。

◇ ペットは、敷地内の専用スペースで、飼い主が責任を持って管理する。

### ■ 注意事項

◇ 指定避難所へのペットの同伴避難は、基本的に突発的な地震・津波災害時としています。台風等

による風水害など時間的な余裕がある場合には、事前にペットの預け先を確保するなどの対策をしてください。

◇ 避難所にはペット用のゲージやフード等の備蓄はありません。避難所にペットとともに避難する際には、飼い主が用意してください。

◇ 災害の規模や被害の状況によっては、受け入れ場所等が変更になる可能性があります。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

📍 防災まちづくり課 地域防災係（本庁舎3階）

☎ 0739 (26) 9976

📄 <https://www.city.tanabe.lg.jp/bousai/shiikusupe-su.html>



一緒に働きませんか

## 田辺市職員採用試験を実施します

■ 採用時期 令和6年4月1日

【第一次試験】

☎ 9月17日⑩

📍 紀南文化会館・本庁舎

📅 8月1日④～21日⑤に、ホームページからお

申し込みください。

📍 総務課 人事係（本庁舎3階）

☎ 0739 (26) 9916

📄 <https://www.city.tanabe.lg.jp/soumu/R5saiyo-yoko.html>



試験区分	採用予定人数	受験資格
一般事務職1種	15名程度	昭和63年4月2日～平成14年4月1日に生まれた方
一般事務職2種	7名程度	平成6年4月2日～平成18年4月1日に生まれた方
土木技術職	1名程度	昭和63年4月2日～平成18年4月1日に生まれた方で、土木設計技術を習得するための専門課程を卒業した方又は令和6年3月末日までに卒業見込みの方
保健師	1名程度	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方又は令和6年3月末日までに与えられる国家試験により保健師免許を取得見込みの方
保育士	1名程度	昭和59年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格を有する方又は令和5年3月末日までに保育士資格を取得見込みの方
消防士	3名程度	昭和63年4月2日～平成18年4月1日に生まれた方

### 職員紹介

採用1年目の職員に、担当業務の内容や今後の抱負等についてインタビューしました。



はやごと保育所  
あかり  
松下 朱里

2歳児の担当をしています。元気いっぱいな子どもたちと過ごすため、体力がいる仕事ですが、子どもたちからたくさんパワーをもらって頑張っています。日々、子どもたちのできることが増えていくのを間近で感じられたり、保護者の方と喜びを分かち合えたりすることがやりがいを感じる瞬間です。

広報紙やSNS、ラジオ、防災行政無線での情報発信に関する業務をしています。市の情報を市民の皆さんに届ける大事な仕事だと、日々感じています。また、広報紙の取材では市内あちこちに行っていますが、知らなかったことがたくさんあるなど感じているので、これからもっと田辺市のことを知りたいです。



企画広報課 広聴広報係  
たまき 凛  
玉置 凛

住民票や戸籍の郵送業務を担当しています。相続のことや戸籍の読み方など、まだまだ分からないことが多いので、周りの先輩にはとても助けていただいています。市民の方に「丁寧に対応してくれてありがとう」と言ってくれたのがうれしかったです。スムーズに丁寧な対応を心掛け、これからも頑張りたいです。



市民課 窓口係  
せいな  
中尾 星南

ガラコンサート in TANABE 2024

## 新人コンサート部門に出演しませんか



開催日 令和6年2月11日(日) 14時開演

会場 紀南文化会館「小ホール」

### 募集

■演奏部門 声楽（デュエット等を含む。）、器楽（連弾・アンサンブル等を含む。）、作曲、電子オルガン（エレクトーン）

※18歳～40歳の方（高校生不可）で、紀南地方（田辺市・白浜町・上富田町・すさみ町・みなべ町）在住又は出身の方

※グループの場合は、紀南在住又は出身の方を最低1名含めてください。

申込日 10月20日(金) [必着] までに、応募用紙を右記へ持参又は郵送していただくか、ホームページからお申し込みください。申込みの際は併せて本人が演奏した音源又は動画（本コンサートで演奏予定曲）も必要です。応募用紙は右記で配布する



ほか、ホームページからも取得できます。出演者発表は11月中旬を予定しています。

〒646-0028 高新一丁目23-1

☎ 0739 (26) 9943

📄 <https://www.city.tanabe.lg.jp/bunshin/event/2023event/galaconcert2024.html>



紀南地方の合唱団が一堂に会しての大合唱祭

## 第37回紀南合唱祭を開催します



開催日 9月3日(日) 13時開演

会場 紀南文化会館「大ホール」

### 出演団体

田辺第一小学校合唱部、会津小学校合唱部、衣笠

中学校合唱部、東陽中学校合唱部、田辺中高合唱部など全15団体

〒646-0028 高新一丁目23-1

☎ 0739 (26) 9943

運動不足が気になる方へ！歩いて健康になろう！

## 速歩き健康塾の参加者を募集します



運動習慣を身に付ける第1歩として活動計を使った速歩き健康塾を開催します。

開催日 9月15日(金)、9月26日(火)、10月6日(金)、11月1日(水)

時間 13時30分～15時30分(受付13時～)

会場 市民総合センター4階「交流ホール」

内容 速歩き健康法の講義と実技、室内運動とストレッチの体験、栄養の講義 他

※40～74歳の市に在住の方で、運動ができる方、かつ、特定健診を受診された方又は受診予定の方

※原則4回とも参加ができる方で、新規の方を優先します。

定員 20名 [先着]

申込日 8月14日(日)～31日(水)に、下記へ電話又は申込みフォームからお申し込みください。

〒646-0028 高新一丁目23-1

☎ 0739 (26) 4901

📄 <https://logoform.jp/f/oNkel>



誰でも気軽に楽しめるニュースポーツ教室を開催します

## ニュースポーツを体感しよう！

定員 各回とも30名 [先着]

申込日 下記へ電話又はホームページからお申し込みいただくか、参加申込書をFAX又はメールで送付してください。参加申込書は下記で配布するほか、ホームページからも取得できます。

〒646-0028 高新一丁目23-1

☎ 0739 (25) 2531

☎ 0739 (25) 0387

📧 [sports@city.tanabe.lg.jp](mailto:sports@city.tanabe.lg.jp)

📄 <https://www.city.tanabe.lg.jp/sports/new-sports-class.html>



### ■昼間の部 13時30分～15時

開催日	競技	会場
8月20日(日)	モルック(雨天:ビーチボールバレー)	龍神広場(雨天:龍神ドーム)
9月14日(水)	フライングディスク	田辺SP体育館
9月23日(土)	グラウンドゴルフ	中辺路多目的グラウンド
10月11日(木)	ターゲットバードゴルフ	田辺SPサブグラウンド
11月30日(木)	スポーツ吹矢	田辺SP体育館
12月10日(日)	ポッチャ	田辺東部小学校
令和6年1月25日(土)	フライングディスク	田辺SP体育館
令和6年2月15日(木)	カローリング	田辺SP体育館
令和6年3月23日(土)	ノルディックウォーキング	新庄総合公園

### ■夜間の部 19時～20時30分

開催日	競技	会場
9月1日(金)	ファミリーバドミントン	田辺市体育センター
10月23日(日)	グラウンドゴルフ	田辺SP陸上競技場(雨天:田辺SP室内練習場)
12月18日(日)	モルック	田辺SP室内練習場

※田辺SP…田辺スポーツパーク

「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」をめざして

## 田辺市人権啓発事業 映画「破戒」を無料上映します



昨年は日本で最初の人権宣言と言われる「水平社宣言」から100年、また本年は、和歌山県水平社の創立100周年という大きな節目であり、同和問題をはじめ様々な人権問題を考える機会とするため島崎藤村の不朽の名作「破戒」を上映します。

開催日 9月16日(土)

◇第1部 10時～(9時20分開場)

◇第2部 14時～(13時20分開場)

会場 紀南文化会館「大ホール」

定員 各回1,000名 [先着] 自由席

※申込み不要です。日本語字幕があります。

■一時保育 利用される方は、8月25日(金)までに右記へお問い合わせください。定員は各回5名 [先着] です。

■その他 警報等が発表された場合の開催可否については、右記へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



監督: 前田和男  
脚本: 加藤正人  
木田紀生  
出演: 間宮祥太郎  
石井杏奈  
矢本悠馬 他

©全国水平社創立100周年記念映画製作委員会

〒646-0028 高新一丁目23-1

☎ 0739 (26) 9912

📄 [https://www.city.tanabe.lg.jp/jinken/eiga\\_hakai.html](https://www.city.tanabe.lg.jp/jinken/eiga_hakai.html)





# もうすぐできるよ！みんなの庁舎

庁舎新築工事の仮囲いに、市内の子どもの作品を展示する「新庁舎仮囲い子ども美術展」を開催します。

新庁舎の基本理念「人と地域を大切にする未来に“つなぐ”みんなの庁舎」に基づき、多くの方に新庁舎に関心を持ってもらい、みんなの庁舎として親しみを感じてもらうため、幼稚園児や小中学生の作品を印刷して仮囲いに展示しています。ぜひご覧ください。

■**展示場所** 庁舎新築工事現場の仮囲い(市道あけぼの東山2号線 歩道沿い)

■**展示予定期間** 11月頃まで

■**展示作品** 市立幼稚園・小中学校の皆さんの作品 109点

※工事の進捗状況や内部の様子は、ホームページや庁舎新築工事かわら版、YouTubeで公開しています。

☐ <https://www.city.tanabe.lg.jp/choshaseibi>



新庁舎完成まであと8か月(8月1日現在)

## 救急医療・救急業務に関する各種イベントを開催します

9月9日は救急の日です。救急医療や救急業務に対する理解と認識を深め、応急手当の重要性を知っていただくため、次の行事を開催します。ラジオ放送や街頭では、救急車の適正利用や救急安心センター(＃7119)などの広報を行います。

### 【ラジオ放送】

☎①9月1日(金) (FM TANABE)

☎②9月6日(水) (和歌山放送)

☎③①9時20分～9時30分

☎②12時20分～12時30分

### 【街頭広報】

うちわや応急手当講習テキストの配布を行います。

☎9月4日(月)

☎10時30分～11時30分

☎場 マッペン 田辺店

### 【救急功労者表彰式】

医療従事者等で救急医療や救急業務について、特に功績のあった方々を表彰します。

☎9月7日(木)

◆市長表彰 1名

◆市長・医師会長連名表彰 3名

### 【上級救命講習会】

☎9月9日(土) 9時～16時

### 消防本部3階「講堂」

☎心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等

☎中学生以上の方

☎30名「先着」

☎8月31日(木)までに、龍神分署(☎0739-78-0119)へお申し込みください。

■その他 事前学習として、ホームページ内の「eラーニング救命講習・上級救命講習編」を受講してください。

☎田辺市救急医療週間推進協議会事務局(消防本部 田辺消防署)

☎0739 (22) 0119

☐ <https://www.city.tanabe.lg.jp/shoubo/e-raning.html>



## 住民税非課税世帯等支援金を支給します

■**支給額** 1世帯当たり3万円

☎①**住民税非課税世帯** 基準日(令和5年6月1日)において世帯全員の令和5年度分の住民税が

### 非課税の世帯

②**家計急変世帯** 令和5年1月～9月に家計が急変し、①と同様と認められる世帯

☎①の対象となる方には順次確認書を送付しています。9月30日(土)までに確認書を返信してください。

②の対象となる方は、申請が必要です。9月30日(土)までに申請書類を左記へ提出してください。

申請書は福祉課で配布するほか、ホームページからも取得できます。一定の要件がありますので、詳しくはホームページをご覧ください。

■**DV等で避難されている方へ** DV等で田辺市に避難されている方は、田辺市住民税非課税世帯等支援金窓口(☎0739-33-7440)へお問い合わせください。

☎0120 (300) 620

☐ <https://www.city.tanabe.lg.jp/fukushi/juminzei-hikazei-R5.html>

☎田辺市住民税非課税世帯等支援金コールセンター(平日9時～17時、10月13日まで)

☎0120 (300) 620

☐ <https://www.city.tanabe.lg.jp/fukushi/juminzei-hikazei-R5.html>

## 移住者のための空き家改修を補助します

県外からの移住に際し、居住するための空き家改修を行う場合、その改修費を補助します。詳しくはホームページをご覧ください。

【**まちなか移住推進空き家活用事業補助金**】

■**対象地域** 旧田辺市(秋津川・上野・長野・伏菟野を除く。)

■**補助金額** 空き家の改修に要する金額の3分の2(上限80万円)

【**移住推進空き家改修支援事業費補助金**】

■**対象地域** 旧田辺市のうち秋津川・上野・長野・伏菟野及び龍神・中辺路・大塔・本宮地域

■**補助金額** 空き家の改修に要する金額から県補助金を除いた金額の2分の1(上限80万円)

※申請者は売買・賃貸契約締結の前に左記へお問い合わせください。

☎田辺市営営業室 移住定住推進係(本庁舎3階)

☎0739 (33) 7714

☐ <https://www.city.tanabe.lg.jp/tanabeigyou/index.html>

## みんなでまちづくり補助金の2次募集をします

### 【施設整備補助】(ハード事業)

■**補助対象事業** 令和5年4月1日～令和6年3月31日に民間が所有する用地に公共性の高い施設等を整備する事業

■**補助金額** 補助対象経費の4分の3以内(上限100万円)

■**事業実施補助】(ソフト事業)**

■**補助対象事業** 令和5年4月1日～令和6年3月31日に実施する公益に寄与する地域づくり事業

■**補助金額** 補助対象経費の2分の1以内(上限50万円)

### 【共通事項】

☎市内で地域づくりに取り組み、市民により組織された団体

☎9月1日(金)～10月2日(月)に、申請書等を左記へ提出してください。

申請書は左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。

☎自治振興課 市民活動係(本庁舎3階)

☎0739 (26) 9911

☐ <https://www.city.tanabe.lg.jp/jichi/index.html>

☎各行政局 総務課

☎19ページ参照

## 8月の納税等

■**市県民税・普通徴収**…第2期分、**年金特別徴収**…8月徴収分、**給与特別徴収**…7月徴収分

■**国民健康保険税** 普通徴収…第2期分、**特別徴収**…8月徴収分

■**介護保険料** 普通徴収…第2期分、**特別徴収**…8月徴収分

■**後期高齢者医療保険料** 普通徴収…第2期分、**特別徴収**…8月徴収分

※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

## 市の人口 令和5年6月末現在

人口	男	32,386人	(-7)
	女	36,491人	(-29)
	計	68,877人	(-36)
世帯数		34,880世帯	(-12)
		※( )内は前月比	
6月の出生	男	16人	女 7人



医療費助成制度のお知らせ

次の助成制度の対象の方で、現在助成を受けていない方は、下記へお問い合わせください。

- 【子ども医療費助成制度】  
 医療費の自己負担分を助成  
 ① 中学校卒業まで（15歳到達日以後の最初の3月31日まで）の子ども（所得制限なし）
- 【ひとり親家庭等医療費助成制度】  
 医療費の自己負担分を助成  
 ② 配偶者のいない方で、18歳以下（18歳到達日以後の最初の3月31日まで）の子どもを扶養している方及びその子ども（所得制限あり）
- 【老人医療費助成制度】  
 医療費の自己負担分（3割）のうち1割を助成  
 ③ 67歳～69歳の方。ただし、市民税非課税世帯で、収入（1年間の収入が1人世帯の場合100万円、2人世帯の場合140万円以下など）や資産（預貯金等の金融資産、不動産など）、扶養についての受給資格要件あり。
- 【精神障害者通院医療費助成制度】  
 ④ 当該医療を受けた場合の自己負担額（原則1割）を助成
- ⑤ 自立支援医療（精神通院）受給

者証をお持ちの方

- 【重度障害者等医療費助成制度】  
 ⑥ 医療費の自己負担分を助成（身体障害者手帳3級の方は入院医療費のみ対象）
- ⑦ 65歳までに身体障害者手帳（1～3級）又は精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aを取得された方、特別児童扶養手当1級を受給されている方（所得制限あり）
- 【各助成制度の受給者証をお持ちの方へ】

重度障害者等医療、老人医療の受給者証が8月1日⑧から新しくなります。医療機関で受診される際には、必ず新しい受給者証を提示してください。

また、過去5年間に県外での受診等により、医療費（保険診療分のみ）を支払っている場合は、払戻しの申請ができますので、受診時の領収書・振込先の分かるものを持参の上、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）で申請してください。

特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の現況届を提出してください

8月31日⑨までに下記又は各行

やさしさひろがる 人権の①

第8回 外国人にも優しいまち



徐々に外国人観光客が増えてきていますね。令和6年には「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産登録20周年の節目を迎え、田辺市を訪れる外国人観光客がさらに増えることが予想されます。

私たちも外国の方と接する機会が多くなると思います。もしかしたらバス停で困っている外国の方に会うことがあるかもしれません。皆さんは困っている外国の方を見かけた時、何かしなければという思いはあってもなかなか行動に移せなかったというような経験はありませんか。「外国語がうまく話せない」「声をかけるのが恥ずかしい」

など理由は色々だと思いますが、「誰かが助けてくれるかな」という思いで、傍観者になってしまったことはないでしょうか。

日本で暮らす（訪れる）外国の方が増える中、言葉や習慣の違いやコミュニケーション不足から、外国の方が地域社会で孤立したり、人権侵害を受けるといった事例が少なくありません。

誰もが暮らしやすいまちの実現のためには、お互いの文化や習慣の違いを正しく理解し、コミュニケーションを深めるとともに、それぞれの多様性を受け入れ、お互いを尊重し合うことが大切です。

一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち 田辺市をめざして

政局住民福祉課（19ページ参照）へ現況届を提出してください。対象の方には8月初旬に案内を郵送します。

現況届を未提出の場合は、8月以降の手当を受けることができませんので、ご注意ください。

手当の種類	対象	支給額（月額）
特別障害者手当	在宅で重度の重複障害（国民年金法における1級の障害が重複する程度等）により、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の方。（医療機関に継続して3か月を超えて入院している方は対象外。）所得制限あり。	2万7,980円
障害児福祉手当	在宅で重度の障害（身体障害者手帳1級程度等）により、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方。所得制限あり。	1万5,220円
特別児童扶養手当	在宅で身体や知的又は精神に中程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育している方。所得制限あり。	1級：5万3,700円 2級：3万5,760円

政局住民福祉課（19ページ参照）へ現況届を提出してください。対象の方には8月初旬に案内を郵送します。

児童扶養手当の現況届を提出してください

8月31日⑨までに左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）へ現況届を提出してください。対象の方には8月上旬に案内を郵送します。受給から5年経過した方等は、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書と関係書類も提出してください。

現況届を未提出の場合は、11月以降の手当の支給を受けることができなくなります。

また、現況届を未提出のまま2年間経過すると、受給権がなくなりますのでご注意ください。

⑩ 市民課庶務年金係（本庁舎2階）  
 ☎0739（26）9925

国民健康保険「限度額適用認定証」の更新をお忘れなく

国保では、入院や高額な外来診療を受ける場合に、医療機関等の窓口での自己負担を所得に応じた限度額までとする限度額適用認定証を、申請により交付しています。限度額適用認定証は、毎年7月31日が有効期限となっています。

8月から、入院等で引き続き必要な方は、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）で更新の手続きをお願いします。なお、申請した月の初日から適用となります。

■申請に必要なもの

- ◇ 該当者の国保被保険者証
- ◇ マイナンバーカード又はその他本人確認書類
- ※ 国保税を滞納していると、限度額適用認定証を交付できない場合があります。

⑪ 保険課庶務係（本庁舎2階）  
 ☎0739（26）9924

農地の有効利用に努めましょう

農地を所有している方は、草刈りなど、適正な管理が必要です。

また、農地の売買や宅地等への転用については、農地法の許可が必要です。市農業委員会では、農地パトロールによる農地の利用状況や耕作放棄地の実態把握、農地の貸し借り等有効利用を進めています。

農地の有効利用と耕作放棄地の発生防止にご協力をお願いします。

⑫ 農業委員会事務局（本庁舎別館1階）  
 ☎0739（26）9946

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

**有料広告**

2 枠連結（縦 46mm × 横 174mm）

事業者用分別指定袋の販売を行います

10月～令和6年3月末までの6か月分の事業者用分別指定袋の販売を次のとおり行います。

事業者本人又は代理人の方が、ごみ袋代金(ごみ処理手数料)を持参してください。

■販売を行っている場所及び期間

◇環境課(本庁舎2階)

9月1日(金)～5日(火)

◇廃棄物処理課・各行政局住民福祉課(19ページ参照)

9月1日(金)～令和6年3月29日(金)

■ごみ袋代金(ごみ処理手数料) 1セット各10枚入り880円(消費税込み)

■購入できるセット数

①燃えるごみ 11セット(110枚)まで

②資源ごみ・プラスチックごみ・埋立てごみ 合計4セット(40枚)まで

※セット内で部分購入もできます。

※②は4セットの枠内で任意に選択し、購入することができます。

■廃棄物処理課 廃棄物対策係(市ごみ処理場)

☎0739(24)6218

和歌山県下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験を行います

☎11月26日(日)

場和歌山商工会議所

☎8月10日(木)～9月1日(金)に、申込書を県下水道協会へ郵送(特定記録郵便)してください。申込書は8月10日(木)から左記等で配布します。

また、11月3日(金)に同会場希望者に受験講習を実施します。

■環境課 生活排水係(本庁舎2階)

☎0739(26)9927

◇和歌山県下水道協会

〒640-8511

和歌山市七番丁23

☎073(435)1093

お盆の精霊送りについてお願い

市では、町内会と連携を図り、精霊送り後の一斉清掃等環境美化活動に取り組んでいます。精霊送りの際には、次のことを守ってください。

◇精霊送りの舟にバッテリーや乾電池・電球等を積んで流すことは、

計量器定期検査を行います

県では、計量法に基づき計量器(はかり)の定期検査を行っています。検査対象となるはかりを使用されている事業所の方で、前回検査を受けていない方は、8月31日(木)までに商工振興課へお問い合わせください。

日程等は、県のホームページをご覧ください。

◇商工振興課 商工労政係(本庁舎別館3階)

☎0739(26)9970

◇和歌山県商工観光労働総務課

☎073(441)2713

□ <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/keiryoun1/web.htm>

■賞品 国内世界農業遺産認定地 12作品

世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」フォトコンテスト開催中!

■テーマ みなべ町や旧田辺市の景色、梅栽培や梅加工・製炭などの作業風景、伝統的な農耕祭事、生息する生き物等

■入賞 12作品

■賞品 国内世界農業遺産認定地

環境汚染になりますので、舟を流す前に必ず取り外しましょう。

◇海浜や河原では、送り火やお線香にとどめ、果物などのお供え物は自宅で処分しましょう。

※配置しているドラム缶には、陶磁器・焼却灰以外のものを入れな

いでください。

◇田辺扇ヶ浜海水浴場内では、精霊送りはできません。

■環境課 環境対策係(本庁舎2階)

☎0739(26)9927

航空学生を募集します

■1次試験日 9月18日(月)祝

■受付締切日 9月7日(木)

■自衛隊和歌山地域協力本部庁舎

※3次試験まであります。

■日本国籍を有し、自衛隊法第38条第1項に該当しない方

◇海上自衛隊は18歳以上23歳未満の方、航空自衛隊は18歳以上21歳未満の高卒の方又は高専3年次修了者(見込み含む)

■自衛隊田辺地域事務所

☎0739(24)6219

域特産品5000円相当

☎8月31日(木)「必着」までに、応募用紙を持参又は郵送していただくか、ホームページからお申し込みください。応募用紙は左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。

■提出先 梅振興室(本庁舎別館2階)

〒646-8545 新屋敷町1

■みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会事務局(みなべ町うめ課内)

☎0739(33)9310

□ <https://www.gihns-minabe.tanabe.jp/>

■森林の土地の取得、森林の伐採は届出が必要です

【森林の土地を取得したとき】

相続や売買などによって森林の土地を新たに取得したときは、届出が必要です。

■届出先 相続等により森林の土地を新たに取得した個人・団体

■届出期日 土地の所有者となった日から90日以内

■届出方法 届出書等を下記へ提出してください。届出書はホームページから取得できます。

【森林の立木を伐採するとき】

森林の立木を伐採するときは、伐採の届出・許可申請等が必要です。届出書はホームページから取得できます(今年度から、届出書の一部変更)。

なお、1ha以上の森林の開発行為を行う場合は、県への林地開発許可申請が必要です。

■普通林の場合

■普通林の場合 県が定める地域森林計画の対象となつている森林

※対象森林の確認は西牟婁振興局林務課(☎0739-126-7911)にお問い合わせください。

◇届出期日と届出先 伐採開始の30日以前までに左記へ届出

■保安林の場合

■保安林の場合 届出・許可申請の期日と届出先

◇届出又は人工林の択伐 伐採する20日以前までに左記へ届出

・皆伐 伐採面積の限度公表日から30日以内に県へ許可申請

・天然林の択伐 伐採する30日前までに県へ許可申請

■田辺市林業課 林業振興係(大塔

行政局2階)

☎0739(48)0303

□ <https://www.city.tanabe.lg.jp/sanson/index.html>

主な電話番号等

- 田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1  
☎0739-22-5300(代) ☎0739-22-5310
- 市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1  
☎0739-26-4900(代) ☎0739-26-4914
- 龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376  
☎0739-78-0111(代) ☎0739-78-0116
- 中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1  
☎0739-64-0500(代) ☎0739-64-0966

- 大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1  
☎0739-48-0301(代) ☎0739-49-0359
- 本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219  
☎0735-42-0070(代) ☎0735-42-0239
- 市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1  
☎0739-24-0011(代) ☎0739-24-7910
- 市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6  
☎0739-24-6218(代) ☎0739-24-4068

電話案内サービス

- 防災行政テレフォンガイド  
☎0120-963-910  
※防災行政無線の放送内容が確認できる電話案内サービスです。
- 救急安心センター ☎#7119  
※つながりにくい場合は、市消防本部(☎0739-22-0119)へご連絡ください。

休日急患診療

- 田辺広域休日急患診療所(市民総合センター玄関右側)
- 内科、小児科、歯科の応急診療
- 日時(祝) 9時～11時30分、13時～16時  
(※小児科のみ、(土)18時～21時30分も診療を行っています。)
- ☎0739-26-4909



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド「Q助」



### おすすめ図書紹介



**じぶんできた! お弁当の本**  
著/杉崎 聡美  
発行/ほるぷ出版

お母さんが入院し、明日からのお弁当を自分で作るようになったはとくん。近所のお弁当屋さんに教えてもらいながら、悪戦苦闘。初めてのお弁当作りのコツやヒントが満載の一冊です。



**頑張らなくても勝手にやせる 足指ウォーク**  
著/大道 匡彦  
発行/イースト・プレス

東大卒の美脚トレーナーとして活躍している著者が、食事制限や筋トレをしなくても足痩せできる「足指ウォーク」の方法を、写真やイラストを使って分かりやすく紹介します。

## 図書館へ 行こう

### ■開館時間

◇本館=㊗~㊑ 9時30分~19時30分  
          ㊒・㊓ 9時30分~18時  
◇分室=9時~17時  
※龍神分室は、㊗~㊕ 20時まで時間延長。  
中辺路分室は、㊑のみ16時45分まで。  
※移動図書館の運行日時は、お問い合わせ  
いただくか、ホームページをご覧ください。

### ■休館日

◇本館=毎週㊗、8/24㊒(整理日)  
◇龍神分室=毎週㊒、8/11㊕㊖、12㊑  
◇中辺路分室=毎週㊒、8/11㊕㊖  
◇大塔分室=第1・2・3㊑、毎週㊒、8/11  
          ㊕㊖  
◇本宮分室=毎週㊑㊒、8/11㊕㊖

市立図書館  
☎ 0739-22-0697  
🌐 <https://www.city.tanabe.lg.jp/tosho/index.html>



## お子さんと一緒に おはなしイベント

**★夏休みおはなしランド** (対象:4歳くらい~)  
おはなしや絵本の読み聞かせ  
本館=8/16㊗~20㊒(11時~)  
※定員15名程度 [先着]

**★オウマガドキのおはなし会** (対象:小学生以上)  
おばけの出でくる絵本や紙芝居の読み聞かせ  
本館=8/25㊕(17時~17時30分)  
※事前予約不要

**★おはなし会** (対象:4歳くらい~)  
絵本の読み聞かせや紙芝居など  
本館=8/6・13・27、9/3・10㊒(11時~)  
中辺路分室=8/26㊑(10時30分~)

**★おはなしタイム**(対象:4歳くらい~)  
おはなしや絵本の読み聞かせなど  
本館=8/5・26、9/2・9㊑(11時~)



▼室谷さんの取材の際に、  
コーヒーを淹れていたとき  
おもしろいコーヒーでした。  
淹れ方が良かったのもある  
と思いますが、その一杯か  
ら平瀬の水のおいしさを  
実感することができました。  
(玉置)

▼「谷の水は冷たくて本当  
においしい」と言っていた  
塩野さんの笑顔が印象に  
残っています。取材日はと  
にかく暑く、汗が止まらな  
かったですが、取材終わりに  
キンキンに冷えた水をおい  
ただきました。最高におい  
しかったです。(池田)

▼一度家でも漏水したこと  
がありますが、地面に埋まっ  
ているので破損箇所を見つ  
けるだけでも苦労されてい  
ました。最近運転している  
と、道路沿いの黒い水道管  
が目につくように。これを  
管理しているのかと思うと  
気が遠くなります。(古久保)

### 編集 後記

## 相談窓口



	相談日(予約受付)	時間	相談場所等	問合せ
市民法律相談 (対象は市民の方で先着8名。相談日の11時までに要予約。)	8/7㊗(8/1~)・村上弁護士 8/21㊗(8/8~)・倉谷弁護士 8/28㊗(8/22~)・佐久間弁護士 9/4㊗(8/29~)・中松弁護士 9/11㊗(9/5~)・木戸弁護士	14時~16時 のうち、1人 15分間	社会福祉センター 3階「相談室」 (本庁舎東隣3階)	自治振興課 市民生活係 (本庁舎3階) ☎ 0739-26-9911
市民相談	平日	8時30分~ 17時15分	右記	
行政相談	8/4㊕・杉本雅彦	13時30分~ 15時30分	龍神行政局	
	8/18㊕・中村恒夫	10時~11時	中辺路行政局	
	8/22㊗・岡本美彦	13時~15時	社会福祉センター 3階「相談室」	
	8/22㊗・折戸富子	13時~15時	本宮行政局	
消費生活相談	㊗㊗㊕㊕・消費生活相談員	13時~16時	自治振興課 市民生活係(本庁舎3階) ◇相談専用 ☎ 0739-34-2460 消費者ホットライン ☎ 188	
人権・登記・相続相談 (登記・相続相談は要予約。法務局でも平日に相談可)	8/4㊕・人権擁護委員、法務局職員	13時30分~ 15時30分 ※受付は15時 時まで	龍神行政局	法務局 田辺支局 (文里一丁目11-9) ☎ 0739-22-0698
	9/7㊗・人権擁護委員		市民総合センター 4階「会議室」	
女性電話相談	平日・女性相談員	9時~12時	男女共同参画センター ◇相談専用 ☎ 0739-26-4919	
生活相談 (生活困窮者自立支援)	平日・相談支援員	8時30分~ 17時	生活相談センター(市民総合センター1階) ☎ 0739-33-7641	
愛あい子育て相談	平日	8時30分~ 17時15分	地域子育て支援センター愛あい (もとまち保育所内) ☎ 0739-22-9285	
子供のいる家庭の相談	平日	9時~17時	家庭児童相談室(市民総合センター1階) ☎ 0739-26-4926	
介護相談	平日	8時30分~ 17時15分	やすらぎ対策課 地域包括支援センター係 (市民総合センター1階) ☎ 0739-26-9906	
成年後見制度利用相談	平日	8時30分~ 17時15分	権利擁護センターたなべ(市民総合セン ター2階 社会福祉法人 田辺市社会福祉 協議会内) ☎ 0739-24-8611 ✉ anshin@tanabeshi-syakyjo.jp	
障害のある方とその家族等の相談	平日	8時30分~ 17時15分	西牟婁圏域障害児・者相談センター「に じのわ」(市民総合センター1階) ☎ 0739-26-4923	
ひきこもり相談 (窓口に来られる場合は要予約)	平日	8時30分~ 17時15分	ひきこもり相談窓口「ひとのわ」 (市民総合センター2階) ◇相談専用 ☎ ☎ 0739-26-4933 ✉ shc@city.tanabe.lg.jp	
妊娠期から出産、子育て相談 (原則、就学前まで)	平日 ※㊗は助産師による相談可	8時30分~ 17時15分	母子健康包括支援センター「たなっこ」 (市民総合センター2階) ◇相談専用 ☎ 0739-33-7115 ✉ kenkou@city.tanabe.lg.jp	
不登校・いじめ・教育相談	平日	9時~16時	教育研究所(東陽15-32) ☎ 0739-25-1511 いじめホットライン ◇いじめ相談専用 ☎ 0739-26-3224 ✉ ijime110@city.tanabe.lg.jp	
外国人相談(English) (事前に要問合せ)	㊗㊗㊕㊕	9時~16時	国際交流センター ☎ 0739-33-9019	

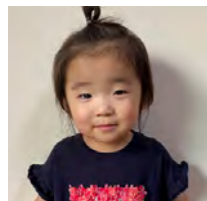
写真  
募集中!

## わが家の愛ドル ～8月生まれ～

申込みは  
こちら▶



小川 らんちゃん (2歳)



2歳の誕生日おめでとう。元気に育ってくれてありがとう♪みんな、らんのこと大好きです♡

中山 りつきちゃん (1歳)



1歳のお誕生日おめでとう！毎日笑わせてくれてありがとう。これからも元気いっぱい遊ぼうね！

榎山 かいじちゃん (1歳)



1歳のお誕生日おめでとう☆お兄ちゃんの事が大好きな海仁！これからも仲良く元気に育ってね♡

杉若 おうかちゃん (2歳)



おーちゃん2歳のお誕生日おめでとう！これからも元気にすくすく大きくなってね！

廣田 いとちゃん (2歳)



いとちゃんお誕生日おめでとう♡よく笑ってよく泣いてよく話して元気いっぱいなのいとちゃん大好き♡

宇坪 いつきちゃん (3歳)



いっちゃん3歳のお誕生日おめでとう！明るく元気に大きく育ってくれてありがとう♡

土取 こうきちゃん (4歳)



これからも健康で元気いっぱい楽しく過ごそうね♡ずっと大好きだよ♡♡♡

西野 いおちゃん (1歳)



いーくん、1歳のお誕生日おめでとう★これからも可愛い笑顔をたくさんみせてね♡

就学前の9月生まれのお子さんの写真を募集します [抽選]。  
8月10日(木)までに上記二次元コードからお申し込みください。  
☎ 企画広報課 広聴広報係  
☎ 0739 (26) 9963  
📄 <https://www.city.tanabe.lg.jp/kouhou/wagayanoidol.html>

## たなベスマイル

### 強い心を育てる

今年の2月に兵庫県伊丹市から移住してきました。縁あってこの土地で武道場を開くことになり、現在は伊丹市と田辺市で主に子どもたちを対象に、琉球空手や武器を使う古武術、さらには日本の伝統や文化も教えています。

武道は、体を鍛えるだけでなく精神を鍛えます。相手を敬う心を学び、自分と向き合う時間を持つことで、我慢をするのではなく、感情をコントロールできるようになっていきます。始めた頃子どもたちは自分の感情の表現がうまくできずに衝突することもありましたが、自然とコミュニティを作り、自分たちで役割を見つけて協力し合うようになってきました。私たちはここを子どもたち自身が自分らしい生き方を見つけることができる、そのきっかけを作ることができる居場所にしたいです。そして強い心を育て、目標を持って進んでほしいと思っています。

また、熊野古道を訪れる外国人観光客にも武道の体験をしてもらっており、今後は日本をより深く学べる拠点にしていきたいと考えています。



朝見 まつふね 松舟さん・大村 なみ 奈未さん

中辺路町近露

12 つくる責任  
つかう責任



## 青春キラリ！高校生レポーター

SDGsを考えると



### 無駄なく利用

写真・文 田辺工業高等学校 山田 登輝央

私は今回、上屋敷でうなぎ店の営業をされている太田有哉さんにお話を伺いました。こちらのうなぎ店では「付加価値を付け、時代に合ったものを作ることに挑戦する」をモットーに様々な活動をしています。

まず、大量に出るうなぎの骨を肥料として利用しているそうです。大量の骨はうなぎ製品を作る上で課題となっていて、元々は業者に頼んで処分していましたが、農家の方と連携して、一部を梅やみかんなどの肥料として使っているそうです。また、剪定した梅の枝をうなぎの燻製を作る際のチップにするなど、製品を作るときに廃棄される物を利用することで、無駄なく商品を生産しています。

このような工夫がもっと世の中に広まっていけば、SDGsにも貢献していけるように思います。



| 第19回 |

## ミナラのキラキラ たなべ日記

～ Canada Day in Tanabe ～  
田辺でカナダデーのお祝い

アゼルバイジャン生まれ  
カナダから来ました  
ミナラ・シュキュロワです♪



カナダは1867年にイギリスから自治権を獲得して独立し、7月1日は建国記念日「カナダデー」となりました。カナダデーが近づくと、多くの人々が自宅の前にカナダの国旗を掲げます。またこの日はカナダ国内の各都市で盛大なイベントが開催され、赤と白の国旗のカラーに染まり、まるでお祭り騒ぎのようになってお祝いします。

田辺市国際交流センターでは、異文化理解を深めるため、在日カナダ大使館のご協力のもと、「Let's enjoy Canada Day with us」を開催しました。みんなでカナダの国歌を歌ったり、カナダをテーマにしたミニポスターを作ったり、クイズやゲームなどをしました。その中でも盛り上がったのは賞品が当たるクイズの時間で、「メープルシロップはどんな木からとれる？」という問題に、みんなが頭を悩ませていました。短い時間でしたが、赤と白の服を着て参加してくれたみんなと本国と同じようにカナダについて親しみ、カナダデーの雰囲気を楽しむことができました。

